

スタートダッシュ法学講座

PART. I ガイダンス等

法律研修講師 安田 貴行

無料体験ガイダンス用レジュメ

【講座受講上の注意と講座担当者から一言】

この講座は、講義レジュメを用いて進めていきますが、必ず「六法」を準備してください¹。この講座は「スマホで気軽に…」という講座とは一線を画します。配信の講義ですが、机に座って、ペンとノートを準備し、テキストと六法もご準備ください。法律学習を円滑にスタートするための「重要なこと」を詰め込んでいますので、この講座を利用してスタートダッシュを切ってください。また、法律学習に行き詰まってしまった方にもお勧めの講座です。これまでの学習で絡まり合ってしまった知識を解きほぐしていきましょう。

下記で紹介している参考書籍に関しても、法律学習には必須といっても過言ではない書籍ですので、できれば手元に揃えてほしいところです。

私事ではありますが、講師を始めて丸5年が経過しました。講師として講義を繰り返す中で、いつも考えていたことがあります。それは、本格的な各科目の学習の前に知っておいたほうが便利な事柄をまとめた講座を作りたい、ということです。予備校で担当する講座では、最初から「憲法」を学習するなど、いきなり試験の中身から入ることが多かったです。

しかし、法律学習は、「全体を知って始めて個別部分が理解できる」という性質があります。そのため、「全体的な構造を俯瞰する講座を」といつも考えていました。

この講座では、いきなり「訴訟法」を見るなど、通常の講座とは異なる構成を取っています。なぜこのような講座構成になっているのかというと、上記講師経験に基づくものです。例えば、「民事訴訟手続の基礎」を知らないにもかかわらず、いきなり「行政事件訴訟法」を学ばざるを得ないカリキュラムとなっています。私が担当していた講座では、最初に「プレ講義」と称して少しだけ講義をしていたのですが、「もう少し丁寧に話す時間があれば…」と思うこともありました。講義の中で補足説明をするのですが、どうしても駆け足にならざるを得ません。しかしながら、もう少しだけ「基本」を分かっていたら、もっとスムーズに理解し、定着度も上がるはずでした。

この講座は、「最初の段階で学んでおけば円滑に学習が進む」というエッセンスを詰め込んでいます。指定している参考書籍も駆使しながら、「スムーズな滑り出し」を実現してみてください。

現在の資格試験予備校の講座は、「当該試験を受けること前提」のカリキュラムが組まれており、「法律系資格入門」と言われる行政書士試験対策講座でも、数万円～数十万円かかってしまいます。このような現状ですので、「とりあえず法律学習に向いているかどうかを知る」というような講座があまり見当たりません。この講座は、そういう「まずは自分にできるかどうかを知ってみたい」という方にもオススメの講座となっています。

¹ おススメは『平成30年版ポケット六法』（有斐閣）です。ただし、民法は「改正前」のものを講義しているので、条文を見るときはご注意ください。

【講座構成】

I. ガイダンス

受験対策に必要な用語の解説等を行っていきます。また、訴訟手続や会社の基礎など、憲法や民法の学習に必要な基礎的な事柄も解説していきます。

II. 民法の基礎

民法の学習のコツをお話しします。「前から順番にやる」ということも大切ですが、「後から前に戻る」ということも大切です。

III. 憲法の基礎

司法試験においては、「入りやすいが出にくい科目」とも言われる憲法。その他の試験種においても、「判例を覚えてしまえば…」と思っている方が多いのですが、問題は、「どのように覚えるのか？」というところです。

国会・内閣・裁判所の役割分担とともに、判例の考え方を押さえる手法について丁寧にお話ししていきます。

【凡例】

技術：『法律を読む技術・学ぶ技術』

やさしい：『日本一やさしい法律の教科書』

伊藤眞：『民事訴訟法 [第4版補訂版]』

| | |
|---|---|
| I. ガイダンス【学習教材を確認，法の世界を外観】 | 5 |
| 1. 試験勉強開始の際に知っておいたほうがよい言葉達 | 5 |
| (1) 予備校本，基本書，教科書 | 5 |
| (2) 学習用六法，択一六法，判例六法，試験用六法（司法試験向き） | 5 |
| (3) 答練，模試 | 5 |
| (4) 判例，通説，有力説 | 5 |
| (5) 独学か予備校か | 5 |
| 2. 導入事例 複数の法が同時に問題になる | 6 |
| (1) 民事 | 6 |
| (2) 刑事 | 6 |
| (3) 行政 | 6 |
| 3. 法律学習のポイント～リーガルマインド～ | 7 |
| (1) リーガルマインドとは | 7 |
| (2) 法的三段論法 | 7 |
| …以下省略。 | |

I. ガイダンス【学習教材を確認, 法の世界を外観】

1. 試験勉強開始の際に知っておいたほうがよい言葉達

(1) 予備校本, 基本書, 教科書

(2) 学習用六法, 択一六法, 判例六法, 試験用六法 (司法試験向き)

(3) 答練, 模試

(4) 判例, 通説, 有力説

(5) 独学か予備校か

2. 導入事例 複数の法が同時に問題になる²

交通事故に遭い怪我をしてしまった…。どのような法的問題が生じるでしょうか？

(1) 民事

治療費や休業損害などの金銭的な損失の補填を求めたい！！

⇒ 不法行為（民法709条）に基づく損害賠償請求，自動車損害賠償保障法3条に基づく損害賠償請求

← 民法，民事訴訟法

Q：民法709条と自動車損害賠償補償法3条はどこが異なっているでしょうか。

※ 一般法と特別法（技術・98頁）

- 一般法＝広く原則となる法
- 特別法＝特別な人，特別な時期，特別な地域についてなどに限って適用されるのが特別法

ex.民法と商法，民法と自動車損害賠償保障法

(2) 刑事

問題のあった運転により加害者を怪我させたのであるから，加害者に対して刑罰を与える。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条

← 刑法，刑事訴訟法

(3) 行政

自動車運転免許の取消し又は停止

← 行政法

² 無料体験のパートには含まれていませんが，どういう事例を扱うのかについて見てもらうために，無料体験レジュメに掲載しています。

3. 法律学習のポイント～リーガルマインド～

(1) リーガルマインドとは

リーガルマインドという言葉は、色々な説明がなされる³が、さしあたり以下のような図式で押さえておくとよいであろう。

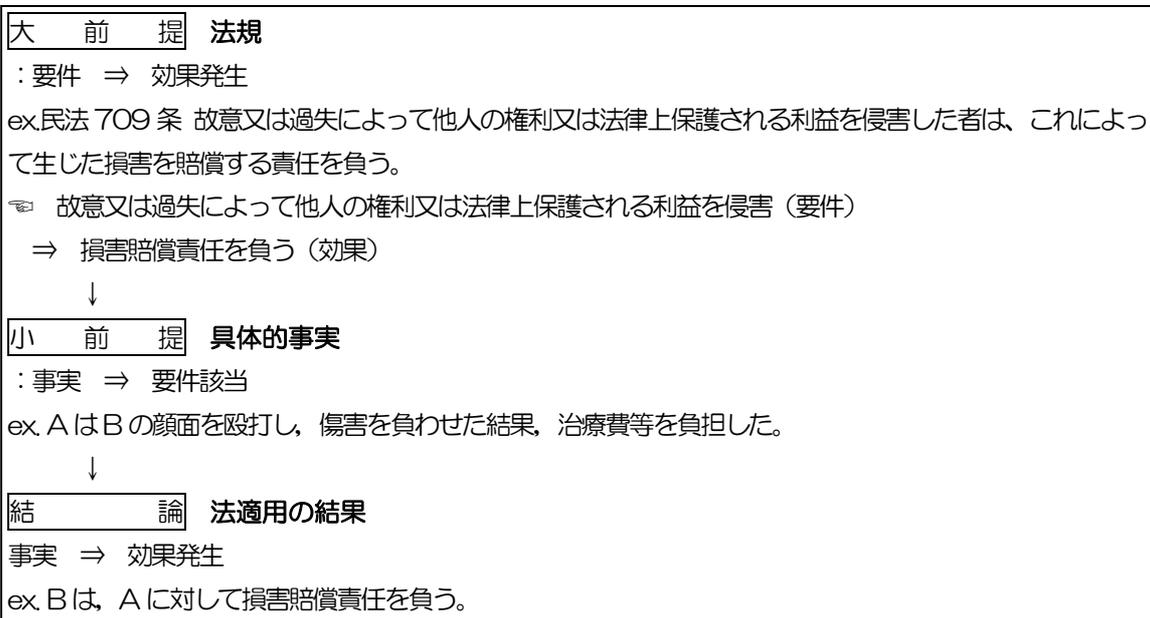
(2) 法的三段論法

① 三段論法とは？

【三段論法】



【法的三段論法】



※ 常に、具体的事実を見ながら「要件」→「効果」を確認していくのがリーガルマインド (法的思考力) 体得のコツである。

³ 例えば、読む技術・24 頁では、リーガルマインドとは、「物事の正義や公平の感覚」のことです、と説明されている。また、同 25 頁の「POINT」においては、「物事を筋道立てて考える事ができる」という説明もなされている。